兵庫県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年４月20日から 平成29年６月15日まで	3,140
	はなつぎ網漁業		平成29年５月６日から 平成29年６月15日まで	2,020
岡山県	さわら流し網漁業		平成29年４月20日から 平成29年６月15日まで	6,705
	さわら船びき網漁業		平成29年５月１日から 平成29年６月15日まで	74
広島県	さわら流し網漁業		平成29年４月20日から 平成29年６月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うちさわらを採捕目的とするもの）		平成29年６月１日から 平成29年８月31日まで	1,288
山口県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年６月16日から 平成29年７月31日まで	6,787
			平成29年９月１日から 平成29年11月30日まで	13,455
徳島県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年４月11日から 平成29年６月15日まで	1,736
香川県	さわら流し網漁業		平成29年４月20日から 平成29年６月15日まで	10,440
愛媛県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年４月１日から 平成29年６月30日まで	16,590
			平成29年９月１日から 平成29年11月30日まで	5,880
		宇和海	平成29年10月１日から 平成29年12月31日まで	7,490
福岡県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年９月１日から 平成29年12月31日まで	1,440
大分県	さわら流し網漁業	瀬戸内海	平成29年９月１日から 平成29年12月31日まで	13,500

⑷　とらふぐ

第８の２の⑸に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

同一の県に二つの海域を定めて各海域ごとに期間及び漁獲努力量を割り当てている県においては、各々の海域間で漁獲努力量を再配分してはならない。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
愛知県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第３種漁業であってとらふぐを採捕するもの及びその他の小型機船底びき網漁業）	三河湾	平成29年10月１日から 平成29年10月31日まで	3,287
	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成29年11月１日から 平成29年11月30日まで	2,635
三重県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	伊勢湾	平成29年11月１日から 平成29年11月30日まで	2,031

⑸　まがれい

第８の２の⑹に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
秋田県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成29年９月１日から 平成29年10月31日まで	651
	かれい固定式刺し網漁業	秋田県の地先水面（ただし、第２種共同漁業権水域を除く。）	平成29年２月１日から 平成29年３月31日まで	3,099
山形県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第１種漁業）		平成29年９月１日から 平成29年10月31日まで	1,870
	かれい固定式刺し網漁業		平成29年３月１日から 平成29年４月30日まで	2,147
新潟県	小型機船底びき網漁業（うちその他の小型機船底びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの４点を順次結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア　山形新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点	平成29年９月１日から 平成29年10月31日まで	1,843

⑹　まこがれい

第８の２の⑺に定める漁獲努力可能量のうち都道府県別に定める量並びにその対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は、次表のとおりとする。

都道府県名	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
山口県	小型機船底びき網漁業（うち手繰第２種漁業及び手繰第３種漁業）	周防灘	平成29年１月１日から 平成29年２月10日まで	11,685